

コミュニティ・スクールに関する一考察 ～キー概念「連携」を充足する要件とは何かを中心に～

田代 直人¹・佐藤 真澄²・川野 哲也²・田村 知津子²・尾崎 敬子³

A study of Community School ～ Focusing on Necessary Conditions for “Cooperative Relationship” between School and Community

Naoto TASHIRO, Masumi SATOH, Tetsuya KAWANO
Chizuko TAMURA, Keiko OZAKI

はじめに：研究のねらい

本研究で取り組むコミュニティ・スクールは、中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」(2004年3月)における「学校運営協議会」設置の勧告を受けた、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正(2004年9月)により誕生したものである。「学校運営協議会」を設置した学校(公立)をコミュニティ・スクールと称するが、この制度は突如として出現したわけではなく、学校と地域住民や関係の機関・団体との「連携」を企図した一連の国の諮問機関の答申等¹⁾と、それらを受けて各地で展開された連携の試み²⁾の影響を受けつつ、次第に環境が醸成され制度化につながったと考えられる。

こうして発足したコミュニティ・スクールは2017年3月の法改正で、学校運営協議会を「置くことができる」から「置くように努めなければならない」と努力義務とされた。そして、コミュニティ・スクールを導入している学校数は2018年4月時点で5432校(幼稚園:147園、小学校:3265校、中学校:1492校、義務教育学校:39校、中等教育学校:1校、高等学校:382校、特別支援学校:106校)³⁾に達した。

このように発展してきたコミュニティ・スクールは、今日、我が国の地方教育行政と学校経営の在り方の根幹にかかわる重要な課題を招来するものであるといえよう。

本研究ではコミュニティ・スクールを規定するキー概念「連携」にスポットを当て、この「連携」の概念を充足する要件とは何かについて考察したい。そして、このような原理的考察を通して、コミュニティ・スクールの意義・特質・課題の一端を提示したいと思う。

ところでコミュニティ・スクールにおける「連携」の概念を考察するにあたっては、学校と学校運営協議会との関係を中核にしつつもそれに限定することなく、広く「学校と地域(「家庭」

¹ 山口学芸大学名誉教授

² 山口学芸大学

³ 山口芸術短期大学

を含む)」の「連携」を対象としたい。学校運営協議会はコミュニティ・スクールの法制度上の装置であり、それを規定する原理的根拠は「学校と地域の連携」に依拠するものであると考えられるからだ。従って、学校と連携する「地域」とは、その住民・保護者をはじめ関係の機関や団体を含めた広義の概念でとらえる。この広義の概念のもとに、地域の組織である学校運営協議会の承認を得た教育課程編成の基本的方針に基づいて、さらにはその提案を受容し実施される体験学習等の推進における学校と地域住民・保護者等との連携も考察の対象とする。

さらに付言すれば、コミュニティ・スクールの要である学校運営協議会については、この組織を構成する委員間の「連携」に関しても言及したい。「連携」とは一般的に組織間のそれを指しているが、その前提条件はあくまでもそれぞれの組織の充実・機能化にあるからだ。とりわけ、コミュニティ・スクールの制度的基盤と評しても過言ではない学校運営協議会の在り方は、重要であると考えねばならない。

本論に入る前に先行研究との関係について、説明しておきたい。本研究に関する先行研究として、執筆者の一人である田代の論文がある⁴⁾。本稿はこの論文を参考にしつつ、「山口学芸大学・山口芸術短期大学 地域教育・福祉研究会」(会長：田代直人、事務局長：佐藤真澄)のメンバーが、コミュニティ・スクールにスポットを当て、改めて「連携を充足する要件は何か」を問わんとするものである。

また本研究では、中央教育審議会により2015年12月に公表された答申⁵⁾を大いに参考とした。さらに佐藤晴雄氏のコミュニティ・スクールに関する研究成果⁶⁾も十分踏まえ研究を進めることとした。

ところで、我々は本研究において、「連携」の概念を充足する要件として、「有効性」、「共益性」、「協働性」、「固有性」、「主体性」および「共有性」の6点を設定した。そしてこれらの要件間の関わりにも関心を持った。これらについて以下考察していくが、まずは「有効性」の要件の説明からはじめよう。

1. 「有効性」：主要な目的に関する要件

コミュニティ・スクール導入の趣旨は、言うまでもなく学校教育の成果を一層高めることである。この「有効性」の要件が充たされないのであれば、導入の意味がない。この制度の特色である「連携」というシステムは、何はともあれ、学校教育の質的向上をめざすものである。それがかなうのでなければ、保護者や地域住民の代表を委員に含む学校運営協議会の開催に伴う手続き等々のため、多くの時間やエネルギーを費やす必要はない。

上記のようなコミュニティ・スクールの主要な目的は、①子どもの学習に関する成果、および②指導に当たる教師等の資質能力などに関する成果、の二つに分類できる。①はコミュニティ・スクールの概念上の要である「連携」を通して、学力向上などの児童生徒の成長を期待するものである。②はコミュニティ・スクールの導入を通して、子どもたちの成長を促進する諸条件の整備・充実をねらいとする学校経営に関するものである。

コミュニティ・スクールの導入に当たっては、上記のように①および②に分類・整理される「有効性」の主要な目的要件を踏まえ、それが学校教育のどのような場面に有効であるかを的確に見

定める必要がある。学校と地域との連携は、学校教育全般を対象とするものであろうが、「有効性」の観点に立脚すれば重点的な取り組みが求められるであろう。例えば、学校と関係者や関係機関・団体等との「連携」のシステムを生かせる体験学習は有効ではなかろうか⁷⁾。体験学習により成果が期待される職業観・勤労観の形成等に関わるキャリア教育に関してはいかがであろうか⁸⁾。職業観・勤労観の形成に資すると考えられる工場見学や農業体験学習では企業や農家との連携（協力）が必要とされるからである。また、いじめ問題などを含む生徒指導⁹⁾、あるいは子どもたちの安全管理においても、学校だけでは限界があり、関係機関・団体との連携を必要としよう。さらに角度を変えて、「特色ある学校づくり」にスポットを当てて取り組むことも一策ではなかろうか¹⁰⁾。

「有効性」の考察に当たっては上記の①だけに限定してはならない。②の要件に関しても、具体的な事項（例えば、教師の資質能力の向上に関する事項など）を設定して精査する必要がある。「連携」の対象は教育面だけでなく、それを支援する条件整備としての経営面を含んでいるからである。

「有効性」の要件に関する説明においては、今ひとつ補足しておかねばならないことがある。それは目的要件としての「有効性」の検証のための、学校教育目標・経営方針の設定とその実施に伴う評価の必要性である。すなわち、PDCA サイクルによる動的な学校経営方式の導入・推進である¹¹⁾。

このような経営方式による「有効性」の検証（評価）に関して、中央教育審議会答申〈2015年〉では「学校運営協議会と学校関係者評価を一体的に推進することで、成果や課題の共有、取組の改善に生かし、学校運営の評価・改善サイクルが充実していくなどの意義がある」¹²⁾としている。参考に値する提言であると思うが、その際には、学校と地域の連携による「有効性」の検証（評価）のため、との観点が欠落することのないよう、十分留意しなければならない。

なお、この項を閉じるにあたって特に言及しておきたいことがある。それは、「はじめにコミュニティ・スクール在りき」であってはならないという点である。まずはコミュニティ・スクールは本当に教育的意義がある制度であるかどうか、すなわち「有効性」の要件が充たされるかどうかの問いかけから始めるべきである¹³⁾。このような初歩的な手続きを踏むに当たっては、コミュニティ・スクール導入の経緯や教育的・社会的背景、そのシステムと特色の理解、さらには地域に開かれた学校づくりや地域住民（保護者を含む）の学校経営参加の意義・重要性などに関する考察が不可欠とされよう。付言すれば、本研究で考察するコミュニティ・スクールのキー概念「連携」を充足する要件に関する理解も、これらのひとつとして加えておこう。拘泥しすぎかと思料しつつも、あえてこの点を強調しておきたい。

2. 「共益性」：副次的目的に関する要件

次に「共益性」の要件の考察に移ろう。「共益性」とは学校だけでなく連携する保護者や地域住民等にとっても有益であることを意味する。これは主要な目的要件ではないが、コミュニティ・スクールの導入・推進の結果として期待されるものである。すなわち、副次的目的要件として位置づけることができる。

この副次的目的としての「共益性」の要件に関しては、学校と保護者・地域住民、あるいは関係団体・機関を含めた「地域づくり」との関係に言及しておく必要がある。コミュニティ・スクールは学校教育の改善・充実に資するものであるが、このこと自体、地域における青少年の健全育成に帰結することが期待される。つまり、地域づくりのうち「人づくり」に貢献するものであるといえよう。

また体験学習における地域住民との連携が彼らの生きがいや自己実現に寄与するのであれば幸いであり、このこともまた地域の「人づくり」に繋がるものと理解されよう。「子どもは地域の宝」と言われるように、コミュニティ・スクールの教育経営を通して、児童生徒が、ひいては学校がますます元気になり、その結果として地域も活性化すれば「共益性」の要件を満足することになり、まさに一石二鳥と言えよう。

事例的に説明するために、学校運営協議会の承認を得た教育課程のもとに実施される「集団宿泊学習」を取り上げてみよう。この学習活動は子どもたちに規律や責任感、あるいは協調の精神等を学ばせるねらいのもとに進められるが、子どもたちの保護者にとっても「子離れ」の機会ともなり得る。その際には学校側と保護者側の事前の打ち合わせ（例えば、余程の事情が生じない限り携帯電話等で子どもと連絡を取らないなど）が必要となろう。また児童生徒を受け入れた青少年教育施設にとっても「青少年の健全育成」は主要なねらいであり、その教育事業の充実は施設側にも有益であり、「共益性」の要件を充たすことに繋がるはずである。

さらに「共益性」に関して理解を深めるために、執筆者の一人（田代）が若干関与し印象に残る実践事例をここに記しておこう。これは山口県新南陽市立（現周南市立）和田小学校1年生「生活科」の授業「命の輝き～藤井牧場へ行こう」のケースである。この授業（複数回）終了時における指導を担当した牧場主夫人によるお話（ご挨拶）の中に示されている。それは下記に示す通りである。少々長いがほぼ全体を引用する¹⁴⁾。

「半年間大変お世話になりました。9月に先生からこのお話をいただいて、私どものような小さな畜産農家でご期待にそえることができるのか、不安でした。9月の終わりに1年生が初めて牧場にやってきたわけですが、それから半年間、うちに来るたびにお子さんたちが変わっていきましたね。最初こわがって近寄れなかった子どもたちが、多くの体験活動を通して少しずつ距離を縮めていきましたね。わらまみれになって一生懸命えさを集めるお子さん、自分の友達のような感じでウシに話しかけるお子さんもいましたね。最後にウンチャっこの片づけまで平気でするようになりました。正直言ってびっくりしました。「子どもたちがこんなに変わっていきなんて信じられない」と夫とよく話したんですよ。今、充実感でいっぱいです。

それと先生にもう一つお礼を申し上げたいことがあるんです。それは人とかかわるのがあまり得意でない夫が、お子さんたちの姿をとおして変わっていったことです。最初は今回の学習の協力に消極的だった主人が、お子さんに冗談を言ったり、私に「次は子どもたちに何をさせてやろうかな」なんて話してくれるようになったんです。うれしかったんですね。・・・本当にありがとうございました。これからも牧場を開放しますのでいつでも来てくださいね。」

この実践はコミュニティ・スクールが制度化される以前の事例であるが、子どもたちの成長を一層促したばかりでなく、学校と連携した牧場主の充実感・生きがいにも繋がったわけであり、「共益性」の要件を説明する上での好事例として適切であろう。

中央教育審議会答申〈2015年12月〉においても、「保護者が学校と関わっていくことで、保護者同士のつながりや地域の人々とのつながりが生まれる」、また「(地域住民にとって)学校運営や教育活動等への参加を通じ、子供たちと触れ合い、これまでに学び培ってきたことを生かす機会が得られることで、自己有用感や生きがいにつながる」など、コミュニティ・スクールの導入・推進が学校側にとって有用であるばかりでなく、保護者や地域住民等にとっても魅力になり得る、としている¹⁵⁾。2017年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の職務に、協議の結果を一般住民や保護者等に情報として提供する旨が加えられたことで、地域の人々の学校教育に対する「我々意識」を高め、「共益性」の要件を一層充足させる上での一助となることを期待したい。

3. 「協働性」：機能上の要件〈1〉

上記で説明した「連携」の目的要件と深く関わるのが、機能上の要件である。この機能上の要件として、まず「協働性」を挙げたい。それぞれの関係者や関係機関・団体の協働がなければ、「連携」の概念は成り立たないからだ。「協働性」は「連携」の前提要件であるともいえよう。

コミュニティ・スクールにおける協働は、直接的には学校と学校運営協議会との連携にあるが、これらを支える機関(施設)・団体は種々存在する。例えば社会教育関係について紹介すれば、公民館、青少年の家、青少年自然の家、図書館などの機関(施設)、あるいはPTA、婦人会(女性会)、スポーツ少年団などの団体である。協働する団体について補足すればポピュラーなものだけでなく、地域の特色ともいえる団体(おやじの会、神楽振興会、ボランティアの会など)も視野に入れる必要がある。

コミュニティ・スクールの意義・特色は「閉じられた学校」から脱却し、「開かれた学校」を目指すものである。それは保護者や地域住民に開かれた学校であり、彼らの経営参加を促すものである。このような「開かれた学校づくり」も「経営参加」も学校側と地域側との共通理解のもとに、共々協力しあい、協働することを基本的条件とする。このように「協働」とは単に「共に働く」という行為にとどまらず、「相互理解」のもとに共通の目標に向かって真に協力しあうことを意味する。従って、この「協働性」の要件の充足に当たっては、関係者間あるいは組織間に「協調の精神」が求められる。このような「協働性」の要件のもとに、学校運営協議会の職務遂行は順調に推進されるのである。

ちなみに、中央教育審議会答申〈2015年12月〉において、随所に「連携・協働」の表記が見られるのも、上記のような意義づけのもとに、「連携」を充足する要件として、「協働性」をとりわけ重視していることの証左であるといえよう。

4. 「固有性」：機能上の要件〈2〉

コミュニティ・スクールの経営はそれぞれの学校と地域関係者、関係機関・団体の協働によっ

て推進されるものであるが、その際、これら各々の特性である「固有性」の要件が重視されねばならない。これは専門職においては「専門性」と言い換えてもよいかもしれない。さらに「固有性」は、「連携」における「役割分担」を規定する要件でもある。

教育課程の編成について具体的に考えてみる。教育課程の編成に当たっては、学校は校長を最終責任者として、①憲法・教育基本法・学校教育法・学習指導要領などの法的規定を受けて、②児童生徒の実態を踏まえて、③保護者の願いを尊重して、④地域の期待に応える形で、取り込まれねばならない¹⁶⁾。この取り組みにおいて学校が公的教育機関としての責任の下に、その「固有性」(専門性)の要件を生かし経営されることは指摘するまでもないであろう。他方、学校運営協議会はどうであろうか。教育課程の編成に関する協議は、この組織の主要な職務であり、上記の①～④の観点から、校長の提示した教育課程の編成に関する提案に対して、地域の代表機関としての「固有性」の立場から対応しなければならない。

ところで、素朴な疑問を提示するが、地域住民の「固有性」とは何であろうか。地域住民は一般的には学校教育に関しては「素人」と考えられるが、どのような原理(基本的考え方)により経営参加するのであるか。この点については、次のように考えられる。すなわち、地域住民は確かに教育に関する専門的知識の面で限界はある。しかし、彼らは自立した社会人として性別・年齢・職業などの相違はあるものの、豊かな経験を有している。地域住民は、この豊かな経験を基盤とする知見(経験知)に支援された「良識」(常識)を持った存在である。そして、この「良識」こそが教育に関する価値を規定する。具体的には、学校教育目標(望ましい子ども像)や経営方針を方向付けると考えられている。従って、地域住民の「固有性」とは、その「良識」を生かすことが求められるのである。このような原理に関しては、地域住民側(特に学校運営協議会メンバー)の自覚が不可欠である。と同時に、学校側もこの点を十分踏まえて対応する必要があると思う¹⁷⁾。

「固有性」と関連して、もう1点ここに付言しておきたいことがある。それは、「固有性」の要件を充たすためにも、学校運営協議会の委員構成は同質ではなく、異質のそれが望ましいという点である。この組織が十分機能していくためには、「固有性」の要件を基盤とする異質の委員構成による多様な教育観・社会観などを尊重し、それを生かすことが重要と考えられるからである。この点に着目すれば、学校運営協議会は地域内のあらゆる関係者、関係機関・団体の「固有性」を活用すべく、それらの代表を委員に加えるべきであろう。

このような観点から、山口市教育委員会ではその規則において委員構成を次のように規定している¹⁸⁾。すなわち、①地域住民、②保護者、③学校運営に資する活動を行う者、④学校関係者、⑤学識経験者、⑥前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者、の中から教育委員会が任命する仕組みになっている。

さらに「固有性」の要件についての理解を深めるため、広義の「学校と地域の連携」の観点から、事例を挙げて説明しよう。上記で紹介した「集団宿泊学習」において、教育活動を全面的に学校の教師任せにしたり、逆に万事社会教育施設職員に委ねるなどの状況が見られるとすれば、困った事態と言わねばならない。学校の教師は学校教育の専門家として、他方、施設職員(社会教育主事などの専門職員)は社会教育のエキスパートとして、その「固有性」の要件に則り、適

切な役割分担のもとに協働すべきである。

ちなみに、山口県周南市立遠石小学校の宿泊体験学習のケースでは、教育活動のうちカヌーやそば打ち体験学習は学校の教師ではなく、社会教育施設の職員が担当している¹⁹⁾。また、今ひとつ集団宿泊学習以外の事例を紹介すれば、山口県日置町立（現長門市立）日置中学校第1学年技術・家庭科（技術分野）の「木材加工～もの創りの過程」の学習では、その授業のすべてを教師が担当するのではなく、「かな削り」や「鋸引き」の指導は本職の大工さんに、そして安全指導については工務店の社長に依頼している²⁰⁾。

以上のような事例にみられる「固有性」（「専門性」）に基づく役割分担は至極当然の措置であり、指摘するまでもない事項であるかもしれないが、「原理的再確認」の意味で、ここに言及した次第である。

5. 「主体性」：機能上の要件〈3〉

それぞれが自律的に思考し、行動することを意味する「主体性」も、「連携」を充足する機能上の要件として、ここに加えておかねばならないであろう。コミュニティ・スクールのそれぞれの関係者、関係機関・団体は、いずれも単なる補助的役割を担う存在ではない。つまり、「依存型」であってはならないということだ。「主体性」は学校と地域の連携を推進していく上で機能上の基本的要件であり、各々が各々の立場で主体的に取り組むことが求められる。

例えば、教育課程の編成について考えてみよう。教育課程の編成は、先の「固有性」の説明で指摘したように、法的側面・子どもの実態・保護者の願い等を勘案して設定されるが、その基本方針が校長によって学校運営協議会に提案され、協議されるシステムになっている。その協議の際に、特に配慮すべき点がある。それは校長の提示した案を「熟議」せず、丸ごと受容してはならないということである²¹⁾。実態として、そのような状況に陥ることなどはないと信じてつも、強いて注意を喚起する意味で、ここに指摘しておきたい。

「学校任せ」・「学校主導」の風潮を克服し、学校側も、学校運営協議会側も、それぞれの「主体性」の要件を充足すべく、「当事者意識」が醸成されるよう、意識改革を図りたいものである。

中央教育審議会答申〈2015年12月〉においても、「地域住民や保護者の多様な主体の促進」との指摘がみられるが、「主体性」についてさらに説明を進めるために、「主体性」と「責任」との関連に触れてみよう。結論的には、「主体性」のもとに展開される活動は無責任・他人事であってはならず、必ずそれに伴って「責任あり」ということになる。従って、「主体性」とは「責任」を伴う重大な要件であることを我々は十分自覚しなければならない。

なお、「責任」と深く関わる「主体性」の要件には、関係者間に温かくもなれ合いにならないよう「好ましい緊張関係の構築」との付帯条件が伴うことも忘れてはならない。

以上のように、コミュニティ・スクールの連携システムにおいて、仮に「学校が主役であって学校運営協議会は脇役に徹するべきだ」との意識があるとなれば、それはそれぞれの「主体性」の要件を充足する上の支障となり、払拭されねばならないであろう。

6. 「共有性」：機能上の要件〈4〉

「連携」の概念を充足する最後の要件として、「共有性」を挙げたい。「共有性」とは事業の全部または一部を複数の関係者が共に所有することである。この「共有性」の基本的要素とは何か。この点に関しては、一般論として、連携する組織間に共通の目的・目標が存すること、といえよう。同一の目的・目標なくして連携はありえないからである。

本研究のテーマに照らして指摘すれば、「共有性」とは学校と学校運営協議会、更には学校と地域にとって、双方が共通の学校教育目標や経営方針を共有することこそが、連携するための要件であると説明できよう²²⁾。ちなみに、山口県平生町立平生小学校では、「ふるさと平生を愛し、人間性豊かで創造性に富んだ、心身ともにたくましい児童の育成」との学校教育目標を掲げ、この目標を受けてくめざす児童像〈「自ら求めて学ぶ子」、「明るく思いやりのある子」、「助け合いがんばる子」〉、およびくめざす学校像〈「活力に満ちた元気いっぱい学校」、「明るく楽しい笑顔いっぱい学校」、「花と緑の美しい花いっぱい学校」、「地域とのつながりいっぱい学校」〉などを設定している²³⁾。コミュニティ・スクール制度を導入している同校では、このような学校教育目標等のもとに、「共有性」の要件を充たすべく努めている²⁴⁾。

ところで、共有する事項は学校教育目標・経営方針だけではない。これらのもとに展開される連携による授業などの指導自体も、「共有性」の要件を充足する対象に加えねばならない。事例的に説明すれば先に紹介した集団宿泊学習においては、「固有性」(専門性)の要件から学校教師と施設職員との職務上の役割分担はあるものの、子どもたちの成長を促す「規律・自立・責任・協力の精神を学ぶ」等、共通の目標のもとに指導を共に担当することになる。キャリア教育の一環としての工場見学や農業体験にしても、児童・生徒の職業観・勤労観の形成に資するなど共通の教育目標のもとに、学校側も工場・農家側も連携して指導に当たるシステムになっている。

学校運営協議会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」においては、連携事業の実施機関として規定されてはいない²⁵⁾。しかし、広く「学校と地域の連携」の観点から、上記のような事例を勘案しつつ教育課程編成の基本的方針の承認やそれに基づく教育実践に関わる意見を提出するなどの職務を遂行すべきであろう。

いずれにせよ、「連携」をキー概念とするコミュニティ・スクールのねらいは、子どもたちの成長を目指す学校教育の一層の充実・改善にあるわけであり、そのための組織間の「連携」とは「教育目標・事業を共有することなのだ」との認識を改めて確認する必要があると思う。

7. 各要件の関わり

以上、「連携」を充足する6つの要件に関して説明してきたが、これらの要件の関わりについて、以下、考えてみたい。

まずコミュニティ・スクールの主要なねらいである「有効性」の要件が満足されるのでなければならぬ。次にコミュニティ・スクール導入・推進の結果として期待される副次的な目的要件としての「共益性」が指摘される。そして「有効性」と「共益性」との関係は両者がそれぞれに要件を十分充たせば、共に利することが可能である。すなわち、学校側の主要な目標が達成されればされる程に、保護者・地域住民の成長に繋がるし、他方、彼らの成長は学校教育の一層の改

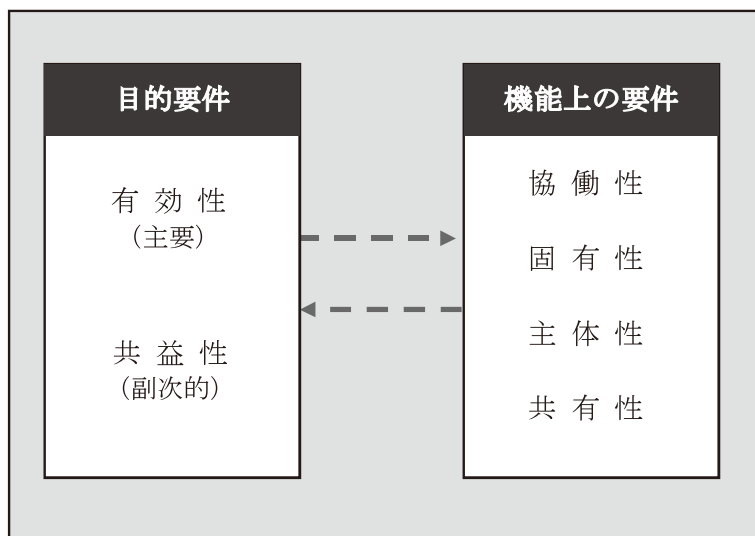


図1 「連携」を充足するための要件の全体像

善・充実に反映されることが見込まれる。つまり、学校と保護者・地域住民の「連携」は、相乗効果により双方に利益をもたらすと期待されるのである。

次に、これらの主要な目的・副次的目的の達成と関わる機能上の諸要件が求められる。最初に「協働性」の要件があげられよう。学校と保護者・地域住民等との「連携」は協働なくして成立しえないからである。この協働に当たっては、学校と保護者や地域住民等はそれぞれの立場から、その機能上の要件として「固有性」を十分に発揮するものでなければならない。「固有性」について、さらに「学社連携」の観点から、学校教育と社会教育の関連のもとに説明してみよう。学校教育はその主要なねらいである自立した社会人（職業人を含む）育成のための基礎教育・準備教育であるため「定型的教育」に、他方社会教育の特色は多様な住民の学習ニーズに応えるための「非定型的教育」に、その「固有性」を見出す²⁶⁾。そして、これら二者の「固有性」を存分に生かすためには、それぞれが「主体性」の要件を充たすことを前提条件とする。同時にそれぞれが主体的に機能するためには、共通の目的・目標が不可欠である。すなわち、共通の目的・目標を有するという「共有性」の要件を充足しなければならない。

目的要件としての「有効性」・「共益性」、それから機能上のそれである「協働性」・「固有性」・「主体性」・「共有性」のそれぞれの重要性とともに、上記のような6つの要件間におおまかではあるが有機的な関連があることを十分認識する必要がある。もって、コミュニティ・スクールの充実・発展を企図すべきであろう。

おわりに：研究の総括

以上、本稿では「連携」の概念を充足する要件は何かに関して考察し、もってコミュニティ・スクールの意義・特色・課題の一端を明示することに努めた。

これらの考察を簡潔に総括すれば、コミュニティ・スクールのキー概念である「連携」を充足

する要件として、1「有効性」、2「共益性」、3「協働性」、4「固有性」、5「主体性」、6「共有性」を設定し、それぞれについて説明した。これらはすべてコミュニティ・スクールの意義・特色・課題に関わるものであるが、あえて類別・区分して指摘すれば、1及び2は目的要件としてその意義について説明をするものであり、3～6は目的要件の実現化に関わる機能的要件として特色づけられよう。さらに「連携」の諸要件はコミュニティ・スクールの充実・発展という課題とも関連する。すなわち、1～6の要件はすべてその充実・発展の指針とも解釈されることから、これらの要件をいかに創意工夫のもとに充足・実現していくかは、今後の関係者が対応すべき実践的課題の一つとして位置づけられよう。なお、以上の点を簡素化して提示した〈「連携」を充足するための要件の全体像〉(図1)も併せて参考にしてほしい。

コミュニティ・スクールの充実・発展に向けての教育改革は、指導方法や研修の充実、あるいは教師の多忙化の解消などを含む多面的・総合的取り組みが必要とされる。その際に、原理的論考の一端として私共の研究が幾分でも参考になればと願いつつ本稿を閉じる。

【注】

- 1) 学校・家庭・地域の連携を強調した生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」(1996年4月)および中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」(1996年7月)、学校評議員制度の創設を提言した中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(1998年9月)、コミュニティ・スクールの導入を提言した教育国民会議の報告(2000年7月)、中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」(2004年3月)などコミュニティ・スクールの導入に至る経緯を考察する必要がある。
- 2) 山口県の学社連携の状況については、ア) 山口県生涯教育センター「学校と地域の連携推進事業 地域実践活動報告書」(平成13年～14年度)平成15年3月。イ) 山口県生涯教育センター「生涯学習推進コーディネーター養成調査研究報告書～学社融合をめざした実践事例を中心に～」(平成12年度)平成13年3月。ウ) 山口県生涯教育センター「生涯学習推進コーディネーター養成調査研究報告書～学社融合をめざした実践事例を中心に～」(平成11年度)平成12年3月などに示されている。
- 3) 文部科学省「コミュニティ・スクールの導入・推進状況」平成30年4月
- 4) 田代直人「学社融合に関する一考察(1)～学社融合を充足する要件とは何かをめぐって～」山口大学教育学部『研究論叢』第51巻第3部 平成17年3月
- 5) 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(2015年12月)
- 6) 佐藤晴雄『コミュニティ・スクールの成果と展望～スクール・ガバナンスとソーシャル・キャピタルとしての役割』ミネルヴァ書房 2017年4月、および佐藤晴雄(編著)『コミュニティ・スクールの研究—学校運営協議会の成果と課題—』風間書房 2010年3月
- 7) 体験学習の効果を上げるためには、留意すべき点がある。それは「1オンスの経験は、正に

1 トンの理論にも優る。なぜならば、いかなる理論もただ経験においてのみ生きた、そして確認が可能な意義をもつからだ」(Dewey, J. *Democracy And Education*, Free Press first free paperback edition, 1966, p.144) とのデューイの格言に学びつつ、漠然と体験させるのではなく、PDCA サイクルに基づく授業経営を心掛け、学習の質的向上を図らねばならないということである。

- 8) 文部科学省『小学校キャリア教育の手引き』(改訂版：平成 23 年 5 月)、『中学校キャリア教育の手引き』(平成 23 年 5 月)、『高等学校キャリア教育の手引き』(平成 24 年 2 月) は、「連携」の観点からキャリア教育の実践事例を考察するにあたって参考となる。
- 9) 文部科学省・国立教育政策研究所生徒指導研究センター『いじめ問題に関する取組事例集』(平成 19 年 2 月) には、「連携」の視点からの事例の紹介も含まれている。
- 10) 山口市立湯田小学校・中学校では、「湯田の子どもたちのすこやかな育ちを地域ぐるみで見守ろう」とのスローガンのもとに、学校と家庭・地域との連携に基づく特色ある学校づくりを試みようとしている(湯田中学校区小中合同学校運営協議会資料)。
- 11) 伊藤和衛(編著)『教育行政過程論』(教育学研究全集 第 5 卷) 第一法規 昭和 51 年 6 月、8-10 ページ、13-18 ページ
- 12) 上記 5) の答申の 20 ページ
- 13) 文部科学省の平成 27 年度委託調査では、「学校と地域が情報を共有するようになった」91.4 %、「地域が学校に協力的になった」85.1 %、「特色ある学校づくりが進んだ」82.7 %、「学校関係者評価が効果的に行えるようになった」79.5 %、「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」79.3 %などの成果を支持する結果が見られた。これらの成果はいずれもコミュニティ・スクールの「連携」の要件を充足する主要な目的の②に該当する事項である。他方、主要な目的の①に関する成果については「いじめ・不登校・暴力行為等の生徒指導上の課題が解決した」38.5 %、「児童生徒の学力が向上した」37.4 %であり、主要な目的②と比べて相対的に低い回答率であった。(文部科学省・初等中等教育局参事官付『コミュニティ・スクールって何?』平成 28 年 7 月、4 ページ)
- 14) 藤井幸司「地域と連携して子どもの心を育てる―「命の輝き～藤井牧場へ行こう～」の実践をとおして―」山口県生涯教育センター『LET'S REACH FOR 学社融合～学校教育と社会教育の連携・融合に向けての手引き～』平成 13 年 3 月、10 ページ
- 15) 上記 5) の答申の 31 ページ
- 16) 田代直人・佐々木司(編著)『新しい教育の原理～現代教育学への招待』ミネルヴァ書房 2017 年 3 月(初版第 9 刷) 49-53 ページ、57-58 ページ
- 17) 皇至道『教育行政学原論』(皇至道著作集第三卷) 第一法規 1977 年 12 月 362 - 367 ページにおいて、「良識」(常識) の意義や「良識」と「常識」の概念の相違に関して明快に説明されている。
- 18) 山口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成 22 年 1 月)
- 19) 地域間交流プログラム開発委員会・山口県教育委員会『地域間交流プログラム～やまぐちの人・もの・自然を生かした体験活動の充実～』(最終報告) 平成 17 年 3 月、10 ページ

- 20) 河本英治「家庭で楽しく感！感！ファ・スタ！！の取り組みを通して」山口県生涯教育センター『平成11年度 生涯学習推進コーディネーター養成調査研究報告書～学社融合をめざした実践事例を中心に～』平成12年3月、38ページ
- 21) 「熟議」に関しては、上記5)の答申の中で強調されている。
- 22) 上記5)の答申の16ページ、28ページ
- 23) 山口県平生町立平生小学校「平成30年度 平生小学校経営ビジョン」より。
- 24) それぞれの学校で設定された学校教育目標は、①自己実現能力（生きる力）の育成、②自立した社会人（職業人を含む）の育成、③生涯学習権（憲法第26条）の保障などの観点から正当に位置付けられるべきである（上記文献16）の12-13ページ、16-18ページ）
- 25) もっとも、上記5)の答申の19ページには、連携による教育事業の企画・実施を職務に加えているケースもある、との指摘がみられる。
- 26) 田代直人（編著）『社会教育の理論と実践』樹村房 平成6年2月、8ページ、197ページ